

議案第100号

消防協力者等損害補償条例の一部を改正する条例案

消防協力者等損害補償条例（昭和41年大阪市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、第1号」を「、第1号又は第3号から第6号までのいずれか」に、「333円を」を「1人につき217円を」に、「267円（消防協力者等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（消防協力者等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円）」を「333円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の消防協力者等損害補償条例第3条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

平成30年3月1日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、消防協力者等に係る損害補償の額を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

消防協力者等損害補償条例 (抄)

(補償基礎額)

第3条 省 略

2 省 略

3 次の各号のいずれかに該当する者で、消防協力者等の負傷若しくは死亡の原因である事故の発生した日又は診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として消防協力者等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防協力者等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については $\frac{333\text{円}}{1\text{人につき}217\text{円}}$ を、第2号に該当する扶養親族については1人につき $\frac{267\text{円}}{333\text{円}}$

防協力者等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円)を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円(消防協力者等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円)を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

(1)-(6) 省 略

4 省 略